

各位

会社名 株式会社 ティン
代表者名 代表取締役社長 市野 諒
(JASDAQ・コード番号 7217)
問合せ先 管理課副部門長 小野 賢
(TEL. 045 - 810 - 5511)

定款一部変更に関するお知らせ

平成18年5月22日開催の当社取締役会において、平成18年6月23日開催予定の当社第23回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86条)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更などの所要の変更を次のとおりおこなうものであります。

当社の機関として、取締役会および監査役を置くことを明確にするため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。

株主が有する单元未満株式の権利を明確にするため、変更案第10条(单元未満株式についての権利)を新設するものであります。

定款の定めを設ければ、株主総会参考資料、事業報告書、計算書類および連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなされますので、株主の皆様の利便性の向上と安価で情報を十分に掲載できる方法として、変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使をおこなう代理人の員数を明確すると共に株主への周知を図るため、現行定款第18条(議決権の代理行使)について所要の変更をおこなうものであります。

取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるようになりましたので、迅速な意思決定を可能とするため、変更案第 28 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

上記の変更に伴い、条数等の繰り下げをおこなうとともに、その他必要な字句表現の修正をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

3. 日程

平成 18 年 6 月 23 日開催予定の定時株主総会を経て実施いたします。

（下線変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>（商号） 第 1 条 当社は、株式会社ティン と称し、英文では、T E I N , I N C . と表示する。</p> <p>（目的） 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車部品および用品の製造、仕入、販売、ならびに輸出入業務 2. モータースポーツ用車両および部品の製造、整備、販売、レンタルおよびリース 3. 自動車レースおよびラリーの出場受託業務 4. モータースポーツ発展のための講習、研修、国内外の視察 5. 自動車の輸出入および販売 6. 特許権、商標権、実用新案権および意匠権のリース 7. 前各号に付帯する一切の業務 <p>（本店の所在地） 第 3 条 当社は、本店を横浜市に置く。 （新 設）</p> <p>（公告の方法） 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告によりおこなう。</u>ただし、<u>電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>（発行する株式の総数） 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、2 6 , 6 0</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>（商号） 第 1 条 （現行どおり）</p> <p>（目的） 第 2 条 （現行どおり）</p> <p>（本店の所在地） 第 3 条 （現行どおり）</p> <p>（機関） 第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> （ 1 ）取締役会 （ 2 ）監査役 <p>（公告方法） 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2 6 , 6 0</p>

9,000株とする。
(新設)

(自己株式の取得)

第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)

第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。

2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(新設)

(名義書換代理人)

第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、株券の交付、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、株券の交付、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項のほか、必要ある場合には、取締役会

9,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(自己株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第9条 当社の単元株式数は、100株とする。

2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じる募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株式名簿管理人を置く。

2. 株式名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、株式名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(削除)

の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎営業年度終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に随時これを招集する。

(新設)

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

2. 当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役にこれにあたる。

(新設)

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれをおこなう。

2. 商法第343条の定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをおこなう。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権ある他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役にこれに記名押印する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 (現行どおり)

(選任方法)

第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。

3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 18 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第 19 条 取締役会は、その決議により、当会社を代表すべき取締役を定める。

(役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名を定め、取締役会長 1 名、また専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

2. 当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮し、または取締役および監査役の全員の同意をもって招集手続を省略することができる。

(新 設)

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれをおこなう。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加することができない。

(新 設)

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めのある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

3. (現行どおり)

(任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の在任する取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役会長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める

載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(取締役の報酬および退職慰労金)

第26条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の数)

第27条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをこなう。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役の報酬および退職慰労金)

第30条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(営業年度および決算期日)

第31条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎営業年度の末日を決算期日とする。

(利益配当金)

第32条 利益配当金は、毎営業年度の末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。

(新設)

(中間配当)

第33条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(員数)

第32条 (現行どおり)

(選任方法)

第33条 (現行どおり)

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをこなう。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当社は、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

(注) 上記変更案につきましては、平成18年5月22日開催の当社取締役会で決議した内容であり、平成

18年6月23日開催予定の株主総会に上程する際には、文言等の修正をおこなう場合があります。

以上